

答 申

諮問第 1 4 5 号

第 1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成 1 3 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 6 年 1 2 月 3 日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が、条例第 7 条第 3 号ア及び第 6 号により非開示とすべき情報を開示することとなるため」との理由で、条例第 1 0 条の規定に基づき、対象公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日付け技第 1 0 6 5 号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成 2 6 年 1 2 月 2 4 日付けで行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）による改正前の行政不服審査法第 4 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立人には行政指導について「知る権利」があるので、本件処分を取り消し、開示することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書によって、本件処分に関

報の存否を明らかにした場合、その業者が何らかの不適切な行為を行ったのではないかとの憶測を呼び、その業者の社会的信用を低下させ、注文者や取引先等との関係を悪化させるなど、事業活動に支障をきたし、その業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、実施機関が行う建設業法に基づく行政指導により不適切な状態を是正した者や是正に努めている者に対し、行政指導の内容を明らかにすることは、行政指導を受けた者から事実に基づいた正確な情報を得られなくなる可能性があり、指導等事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えた。建設業法において、行政処分を行った場合は、取引上の影響を与えることから、その情報を公にするが、行政指導の段階にとどまる情報は、公開とする規定はなく、行政指導を受けた事実等は当該法人のみが知るものであり、当該法人における内部情報である。

よって、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が、条例第7条第3号ア及び第6号により非開示とすべき情報を開示することとなるため、条例第10条の規定に基づき、非開示決定を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件対象公文書について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、異議申立人が建設業法等違反であると記載する特定の業者に対する実施機関が行った行政指導に関する情報を求めるものである。

3 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件開示請求に対して、条例第10条により、「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が、条例第7条第3号ア及び第6号により非開示とすべき情報を開示することとなるため。」との理由で、非開示決定を行った。

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

特定の業者に対して実施機関が行った行政指導に係る情報を公にすると、当該業者がその業務に関し何らかの不適切な行為を行ったのではないかとの憶測を呼び、当該業者の社会的信用を低下させ、取引先との関係が悪化することが予想されるなど、当該業者の事業活動に支障を及ぼし、当該建設業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは否定できないものと認められる。

よって、本件開示請求に係る情報は、条例第7条第3号アに該当するため、同条第6号の該当性を判断するまでもなく、非開示情報として保護すべき情報に該当すると認められる。

また、特定の業者に対して実施機関が行った行政指導に関する文書の存否を答えることは、特定の業者が実施機関から行政指導を受けたか否かという事実の有無を答える結果となり、非開示として保護すべき情報を開示することと同様の結果が生じることになる。

したがって、実施機関が、条例第10条を適用して行った本件処分は妥当である。

4 結論

以上の理由により、冒頭のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成27年1月15日	○諮問（実施機関）
平成27年1月28日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成27年2月12日	○異議申立人からの意見書を受理
平成28年8月16日	○審議
平成28年8月24日	○実施機関からの説明資料を受理
平成28年8月30日	○審議
平成28年9月12日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成28年10月3日	○審議
平成28年10月18日	○審議
平成29年2月28日	○審議
平成29年4月25日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成26年12月3日	和歌山県東牟婁郡〇〇〇〇〇〇〇〇の建設業者である〇〇〇〇〇〇〇〇が同〇〇〇〇〇〇〇〇で行った建設業法第3条、第19条、及び浄化槽法第21条違反による犯罪について、添付書面平成26年11月20日付け技第934号「苦情申立書に対する回答について」に記載のある現在行っている行政指導について、犯罪者保護ではなく犯罪被害者の権利を最優先して開示がなされるべきすべての情報。(技術調査課)